**令和元年度　被措置児童等虐待の状況の公表について**

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和元年度大阪府において受理し対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

**１　届出・通告受理及びその対応の状況について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出・通告  受理件数 | 事実確認を行った事例 | | |
| 虐待事実が認められた事例件数 | 虐待事実が認められなかった事例件数 | 虐待事実の判断に至らなかった事例件数 |
| 29件 | 2件 | 27件 | 0件 |

※届出・通告を受理した事例については、調査結果を含め、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等援助専門部会に報告。

※大阪府では、児童間における暴力等の場合であっても、施設等が適切に対応しているかどうかについて、被措置児童等虐待に対する取り組みの枠組みを用いて対応。

**２　被措置児童等虐待の事実が確認された事例について**

**ア　虐待の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 児童の  性別 | 児童の  年齢層 | 虐待の種別 | 虐待の状況 |
| 女児 | 小学生 | 身体的虐待 | 職員が、児童の髪の毛を掴んだり、頭を平手で叩いた。 |
| 男児 | 小学生 | 身体的虐待  ネグレクト | 里親が、同居人の暴力（児童の頭や手を平手で叩く）を  黙認した。 |

**イ　施設等の種別及び施設職員等の職種**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設等の種別 | 件数 | 施設職員等の職種 |
| 里親等 | 1件 | ― |
| 社会的養護関係施設 | 1件 | 児童指導員 |
| 障がい児施設等 | ― | ― |
| 一時保護施設等 | ― | ― |

※施設等の種別：【里親等】小規模住居型児童養育事業及び里親

【社会的養護関係施設】乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設

　　　　 　　　【障がい児施設等】障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関

　　　　　　　 【一時保護施設等】児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を行う者

**３　大阪府が講じた措置等について**

|  |
| --- |
| ・施設に対し、検証及び再発防止の取組みの徹底を指導。  ・里親に対し、里親認定登録を消除。 |

※調査の結果、虐待の事実が認められなかった事案についても、施設等に対し、注意喚起、助言等を実施。